

「三重県 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業推進本部」設置要綱
(改正案)

(設置)

第 1 条 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、「希望がかない、選ばれる三重」を目指し、関連する県施策を推進するため、「三重県 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、前条の目的を達成するため、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 情報収集に関すること
- (2) 国等への提言・提案に関すること
- (3) 事前キャンプ地の誘致に関すること
- (4) その他関連施策の推進に関すること

(組織・運営)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事とし、本部会議を招集する。
- 3 副本部長は、副知事及び危機管理統括監の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要に応じて、本部会議に本部員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 本部長は、必要に応じて、推進本部に個別の事項を検討する部会を設置することができる。

(幹事会)

第 4 条 推進本部の活動を円滑に進めるため、本部員の属する部局の課長級の職員(県警本部にあつては警備部警備企画課長)による幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。
- 4 幹事会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。
 - (1) 推進本部から指示された事項の調査・検討に関すること
 - (2) 各部局間の関連施策の調整・推進に関すること
 - (3) その他、推進本部の推進のために必要なこと

(事務局)

第5条 推進本部の事務局は、戦略企画部政策提言・広域連携課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月24日から施行する。

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年9月25日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	職
本部長	知事
副本部長	副知事 副知事 危機管理統括監
本部員	戦略企画部長 防災対策部長 総務部長 医療保健部長 子ども・福祉部長 環境生活部長 廃棄物対策局長 地域連携部長 国体・全国障害者スポーツ大会局長 南部地域活性化局長 農林水産部長 雇用経済部長 観光局長 県土整備部長 教育長 警察本部長 東京事務所長

別表 2 (第 4 条関係)

区分	職
幹事長	戦略企画部政策提言・広域連携課長
幹事	戦略企画部戦略企画総務課長 防災対策部防災対策総務課長 総務部総務課長 医療保健部医療保健総務課長 子ども・福祉部子ども・福祉総務課長 環境生活部環境生活総務課長 地域連携部地域連携総務課長 農林水産部農林水産総務課長 雇用経済部雇用経済総務課長 県土整備部県土整備総務課長 教育委員会事務局教育総務課長 警察本部警備部警備企画課長 東京事務所副所長